

# ポーランド共和国 (Republic of Poland)

## 通信

### I 監督機関等

#### 1 基盤開発省 (Ministry of Infrastructure and Development)

Tel. : + 48 22 273 70 00

URL : <http://www.mir.gov.pl/Strony/glowna.aspx>

所在地 : ul. Wspólna 2/4, 00-926 Warsaw, POLAND

幹部 : Maria Wasiak (大臣 / Minister)

所掌事務

電気通信全般にかかわる政策の策定を所掌する。2011年11月の議会選挙後、前身の社会基盤省を置きかえる形で交通・建設・海事経済省が設置されたが、2013年11月20日の内閣改造で同省と地域開発省が合併して基盤開発省が設置された。

#### 2 電子通信局 (Office of Electronic Communications : UKE)

Tel. : + 48 22 53 49 156

URL : <http://www.uke.gov.pl/>

所在地 : 18 / 20 Kasprzaka Street, 01-211, Warsaw, POLAND

幹部 : Magdalena Gaj (局長 / President)

所掌事務

従来電気通信分野における独立規制機関であった電気通信郵便規制局 (URTIP) が2006年1月に再編され、その所掌をすべて引き継ぐ形で設立された。

同局の主な所掌事務は次のとおりである。

- ・ 電気通信事業者の規制監督
- ・ 電話番号管理
- ・ ユニバーサル・サービスの保証
- ・ 競争政策の促進
- ・ 電気通信端末機器 (無線機器を含む) の認証
- ・ 紛争処理
- ・ 周波数管理
- ・ 衛星軌道の監視

## II 法令

### 1 2004年電気通信法 (Act of July 16, 2004 Telecommunications Law)

2004年7月、「2004年電気通信法」が、EUの「2002年通信規制パッケージ」と従来の基本法令である「2000年電気通信法」の調整と電気通信サービスの平等かつ効果的な競争の支援、近代的通信基盤の開発と利用、周波数と衛星軌道の管理のためのリソースの確保、ユーザの電気通信サービスの品質・価格・最大利益の保証、技術的中立性の確保を目的に制定された。同法は、事業者規制、電話番号管理、通信の秘密の確保、国家防衛上の義務、電気通信・無線機器の基準、国際協力等に関する原則等を規定しており、特に以下の事項に重点が置かれている。

- ・ ユニバーサル・サービスの定義及びユニバーサル・サービス費用への補助金
- ・ 事業者の電気通信基金への拠出義務
- ・ 利用者の権利
- ・ ブロードバンド接続料金の自由化
- ・ 対EUの代表としてのURTIP（現UKE）局長の権限の拡大

2012年12月、同法の改正が行われた。EUの規制にポーランドの法律を適合させ、加入者の力を拡大し、個人情報保護を強化し、通信市場での競争を活性化させることを目指している。

### 2 通信・放送分野の管轄権を有する国家機関の変革に関する2005年12月29日の法律 (Act of 29 December 2005 on transformations and modifications to the division of tasks and powers of state bodies competent for communications and broadcasting)

UKEの設立根拠法であり、UKEの設立条件と所掌事務を規定している。

## III 政策動向

### 1 免許制度

「2004年電気通信法」で、電気通信サービスの提供にはURTIP（現UKE）の承認による登録が必要であることが規定され、これにより従来の個別免許制度は廃止された。ただし、移動体通信を含む無線通信サービスの提供に当たっては、無線通信免許が必要である。

### 2 競争促進政策

#### (1) SMP事業者の指定

UKEは、EUの枠組みに従い、その指定する市場において顕著な支配力を有する (Significant Market Power : SMP) 事業者を指定することができる。SMP事業者は、相互接続における料金及びサービスにおける非差別性等の義務を負う。固定電話及び専用線の卸売市場では旧国営事業者 Telekomunikacja Polska (TP

SA、現オレンジ・ポルスカ)、移動電話着信市場(卸売)では既存3事業者、放送送信市場では Emitel が SMP 事業者の指定を受けている。

## (2) 相互接続

「2004年電気通信法」により、相互接続協定において、双方の事業者は、①相互接続点、②相互接続の技術的条件、③通信網の利用及びサービスの提供に支障がないことの保証、④相互の機器等の通信網に対する互換性、⑤紛争解決方法、⑥通信網の構成や提供するサービス内容の変化に対する対応を規定し、詳細は、社会基盤省(現:基盤開発省)が随時発行する布告に従うこととされている。

## (3) ローカル・ループ・アンバンドリング

TP SA に対する回線開放の義務付けは 2003 年から検討されており、2005 年 2 月、ラインシェアリング、フルアンバンドルの即時開始決定が発効した。

## (4) 番号ポータビリティ

2003 年 10 月、「2000 年電気通信法」の一部改正が実施され、固定電話の加入者は同一の番号地域内であれば、居住地又は加入する事業者を変更しても同一の電話番号を維持する権利が規定された。また、「2004 年電気通信法」では、移動電話の事業者変更の際しても、番号を維持する権利が規定された。

## (5) TP SA の機能分離

2008 年 12 月、UKE は TP SA の市場における独占的な地位を解消するため、同社を小売と卸売の両機能に分割する決定を公布した。しかし機能分割を回避したい同社との交渉により、競争通信事業者への非差別的接続等の条件で、分離は保留されている。

# 3 情報通信基盤整備政策

## (1) ユニバーサル・サービス

「2004 年電気通信法」では、ユニバーサル・サービスを「国内全域ですべての利用者が適正な料金で入手可能な固定電話サービス」と定義し、利用者がその住居において接続できる加入者回線(ISDNを除く)、移動体通信接続、ファックス、インターネットを含むデータの送受信が可能な国内外の電話回線接続、電話番号案内及び電話帳サービス、障がいを持つ人々への便宜的措置、公衆電話サービスをその対象としている。

ユニバーサル・サービス提供に関する費用は、登録事業者のすべてが負担することとなっており、年ごとに収入の 1%を超えない額を UKE に拠出、そこからコストベースの助成金がユニバーサル・サービス事業者に支払われるとされている。

ユニバーサル・サービス事業者の指定とサービス期間については、公募により比較審査で選出されるが、応募事業者が存在しない場合、UKE が指定する。「2004 年電気通信法」の発効後、UKE は固定電話関連サービス事業者のサービス提供実

績についての審査を実施、2006年11月にTP SAが期間を4年6か月とするユニバーサル・サービス事業者の指定を受けている。

2011年5月、UKEはTP SAによるユニバーサル・サービスの提供について分析したレポートを発表した。レポートでは、現在のユニバーサル・サービス事業者のモデルは効果が少なく、実際のユーザのニーズやポーランドの通信市場の状況に見合っておらず、更に一部EU法の規定に沿っていない部分があるとした。TP SAによるユニバーサル・サービスの提供義務についても2011年5月8日をもって終了した。

UKEは2014年1月、ユニバーサル・サービスの提供状況に関する報告について意見公募を開始した。今後は市場がエンドユーザの需要を満たしていない場所で、ユニバーサル・サービスを提供する通信会社を指名する。同報告は、エンドユーザの需要及びユニバーサル・サービスに含まれる多様なサービスの提供について、UKEが集めたデータに基づく調査、報告書、基盤一覧を基にまとめるとともに、利用可能性、品質、適正価格の面におけるユニバーサル・サービスの評価も記載している。

## (2) ブロードバンド基盤普及政策

2014年1月、政府は「Programme of Integrated Informatisation of the Government」「National Broadband Plan」「Operational Programme Digital Poland 2014-2020」の三つを採択した。

「Programme of Integrated Informatisation of the Government」は、行政機関における電子サービスの開発について説明している。

「National Broadband Plan」は、ブロードバンドの普遍的なアクセス提供を目的とした2014年から2020年までの計画で、行政デジタル省の見込みでは、同計画により国民の1,650万人がブロードバンドにアクセス可能になるとしている。

「Operational Programme Digital Poland 2014-2020」は、普遍的なインターネット・アクセス、コンテンツとインターネット・サービスに関する諸問題、インターネット・ユーザのスキルという3分野における総括的対処を担う。予算はブロードバンド・アクセス開発の10億2,000万EURを含む22億6,000万EURである。EUのデジタル化計画に沿って、2020年末までに全家庭で最小ビットレートが30Mbpsになることを目指している。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

通信機器の技術基準は、EUの「R&TTE指令(99/5/EC)」及び「EMC指令(89/336/EEC)」に準拠している。機器の基準認証については、2004年電気通信法に従い、UKE局内の中央技術試験場が適合性試験を実施し、証明書を発行する。

なお、EUでは、2014年5月にR&TTE指令に代わる新たな無線機器指令(Radio Equipment Directive: RE Directive (2014/53/EU))が公示されており、EU加盟国は2016年6月13日までに国内法制化することが規定されている。ポーランドでも、R&TTE指令からRE指令への移行が適宜図られる。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

移動電話の普及により、固定電話の加入者は2003年から減少を続けている。

2014年12月末現在、各事業者の加入者数(VoIP加入者数を含む)は、オレンジ・ポルスカ(Orange Polska。旧TP SA):451万、ネティア(Netia):133万、UPC:56万である。

VoIP加入者数は、2014年12月末現在、160万である。事業者別加入者数では、UPCが56万で1位である。

### 2 移動体通信

移動電話の普及率は、欧州他国と同様に、上昇を続け、2014年12月現在、156.4%である。

Tモバイル・ポーランド(旧PTC)、オレンジ・ポルスカ、ポルコムテル、P4などがサービスを提供している。2015年6月現在、4社の加入者数は拮抗している。一方、Aero2とCenterNetのシェアは1%未満である。

3Gについては、主要事業者がHSPA+サービスを導入している。2015年6月末現在、3G加入者数は全加入者の34.2%に当たる2,012万である。

LTEについては、2010年9月にAero2とCenterNetが商用LTEサービスを開始し、ポーランドは商用LTEを開始した4番目の、また1.8GHz帯を使用したLTEサービスを開始した最初の国になった。Aero2は華為とネットワーク構築を進め、2011年5月に2.6GHz帯でLTE TDDサービスを開始している。

大手4社については、ポルコムテルが、2012年9月、1.8GHz帯でのLTE商用サービスを開始した。2014年1月現在、人口の3分の2をカバーしている。オレンジ・ポルスカは2013年9月、P4は2013年11月、Tモバイル・ポーランドは2014年6月に、それぞれサービスを開始している。

LTE-Aについては、ポルコムテルとMVNOのCyfrowy Polsatが実験を行っており、下り速度225Mbpsに到達している。オレンジ・ポルスカも実験を行っている。

2015年6月末現在、事業者別のLTE加入者数では、P4が140万、オレンジ・ポルスカが127万で、その他事業者の加入者数は20万未満である。

MVNOについては、2007年からサービスが開始されている。2015年3月末現在、19社がサービスを提供し、サービス加入者数は120万程度である。

### 3 インターネット

ブロードバンド接続世帯数は、2015年6月現在、620万である。接続方法別比率は、DSL：58.4%、ケーブル：32.1%、LAN/FTTx：7.7%、その他：1.9%である。2014年12月現在の普及率は18%で、OECD加盟34か国中31位である。

事業者別では、2015年6月現在、オレンジ・ポルスカがブロードバンド市場シェアの4割強を占める。その他の事業者では、UPC、ネティア、Multimedia Polskaなどが、10%前後のシェアを有する。

モバイル・ブロードバンド加入者数は、2014年12月現在で2,128万、普及率は55.3%で、OECD加盟国の平均81.3%を下回っている。

### 4 新成長サービス

#### (1) IPTV

2013年12月末現在、IPTV加入者数は25万7,000である。

オレンジ・ポルスカが、2006年の第3四半期より「Orange TV」というサービスを提供している。2013年3月末現在、加入者数は12万1,000である。

#### (2) モバイルテレビ

放送波を用いたDVB-H方式でのサービスについては、2007年5月に首都で商業放送事業者POTが試験放送を開始した。また2009年10月からInfo.TV-FMが13チャンネルで放送を開始し、ワルシャワなどで視聴が可能になっている。専用端末に加え、移動体通信事業者オレンジ・ポルスカ、ポルコムテルの一部対応端末で、同サービスの視聴が可能である。

## VI 運営体

オレンジ・ポルスカ (Orange Polska)

Tel. : +48 22 527 00 00

URL : <http://www.orange.pl/start.phtml>

所在地 : ul. Jagiellońska 34 96-100 Skierniewice, POLAND

幹部 : Bruno Duthoit (社長 / Chairman)

#### 概要

旧国営電気通信事業者であり、現在も国内最大の電気通信事業者である。固定電話、移動体通信、ブロードバンド・サービスを提供している。2015年6月現在、フランスのオレンジ (Orange) が株式の50.67%を所有している。政府が所有していた株式はすべて民間に売却されている。

2005年後半に「NeoStrada」の名称で高速インターネット接続サービスを開始、2006年にはIP電話及びIPTVを導入した。2006年、完全子会社の移動体通信事業者Centertelのブランド名を、フランス・テレコムの子会社・ブランドにならない「オレンジ・ポルスカ」にした。2012年4月、本体の名称も「TP SA」から

「オレンジ・ポルスカ」に変更している。

固定電話・ブロードバンド市場で国内最大シェア、移動電話市場で第2位のシェアを有する。各サービスの加入者数は、2014年12月現在の加入者数は、固定電話：451万（2014年12月）、移動電話：1,558万（2015年6月）、ブロードバンド：216万（2015年6月）である。

## 放送

### I 監督機関等

#### 1 基盤開発省

（通信／I-1の項参照）

所掌事務

放送分野においては、ラジオテレビ部門のデジタル移行、放送用周波数割当等にかかわる政策の策定を所掌する。

#### 2 ラジオテレビ評議会（National Broadcasting Council：KRRiT）

Tel.：+48 22 597 30 00

URL：http://www.krrit.gov.pl/

所在地：Skwer Ks. Kard. S. Wyszyńskiego 9, 01-015 Warsaw, POLAND

幹部：Jan Dworak（委員長／Chairman）

所掌事務

放送事業の許認可と規制監督を所掌する機関として1993年3月に設立された。同評議会は、大統領と議会が任命する5名の委員（任期6年）で構成される。

### II 法令

#### 1 1992年放送法（Broadcasting Law 1992）

放送分野における基本法令として、1992年12月に制定、1993年3月に施行された。同法に基づき、KRRiTが設立された。2004年末までに5回の改正を経ている。2008年4月に改正法案が可決したが、大統領の拒否権が行使され、保留となった。その後、公共放送の受信料廃止及び民営化を含む修正審議が続行中である。2011年にはプログラムのスポンサーや放送事業免許料などの規定が一部改定されている。

#### 2 2004年電気通信法（Act of July 16, 2004 Telecommunications Law）

デジタルラジオ・テレビ信号の送信及び利用機器について、電気通信事業者に非差別的条件でのアクセスを義務付けている。

### Ⅲ 政策動向

#### 1 免許制度

##### 外資規制

放送事業免許の取得に当たっては、代表者がポーランド国籍を有し、本拠を国内に置くこと、また外国籍の個人・法人による株式所有割合は49%を超えないことが求められる。ただし、相互主義による外国籍の企業の支社設立は許可される。

#### 2 公共放送関連政策

##### (1) 受信料制度

公共放送の財源は、主に受信料収入と広告収入である。受信料については、ラジオ及びテレビ受信機器を使用するすべての利用者に支払義務が課されている。2014年の月額受信料は19.3PLNである。受信料の不払い世帯が過半数に及んでいるため、公共放送の財源安定化のため、2015年1月から受信料が月額21.5PLNに引き上げられることが決定された。

##### (2) TVPのコンテンツ規制

公共放送事業者のテレビジョン・ポーランド (Television Poland : TVP) は放送時間のうち、15%を情報又は時事問題、15%を家庭及び青少年向け番組、10%を教育、10%を芸術・文化にそれぞれ割り当てることが定められている。

#### 3 コンテンツ規制

##### (1) 番組規制

地上放送事業者は、放送時間の33%以上を国内制作番組、50%以上をEU圏内で制作された番組、10%以上をEU圏内の独立プロデューサーにより制作された番組で構成しなければならない。

##### (2) 広告規制

広告放送時間は放送時間の15%、1時間につき12分を超えてはならない。また、テレビショッピングについては、1日3時間以内で、1回の放送時間は15分を超えてはならない。また、酒類、たばこ、医療関連商品及びとばくにかかわる広告を放送してはならない。

#### 4 地上デジタル放送

2005年6月、DVB-T方式の地上デジタル放送用周波数管理計画を策定した。同年11月、DVB-T方式導入に関する協議会が開催、TVPとPOT (PolsatとTVNの合弁、両社についてはIV-3参照)が、2006年末以降のチャンネル割当を別途に技術調整を進める計画を発表した。2007年5月、TVPとPOTが首都等で実験放送を開始した。

2008年11月、UKEは2015年までの円滑なデジタル移行のための財団設立を骨子とする「デジタル・ポーランド計画」を発表した。2010年9月末、ワルシャワを含む一部都市で、TVP5系統と商業放送7系統でデジタル放送が開始された。

2013年7月23日、UKEは全土でアナログ放送を停止した。

## IV 事業の現状

### 1 ラジオ

公共放送事業者ポーランド・ラジオ（Poland Radio：PR）が、4系統の全国放送サービスを実施している。このほか、商業放送事業者 Radio ZET と RMF FM、カトリック系の Radio Maryja が全国放送を行っている。

国際放送については、ポーランド・ラジオが短波・衛星デジタル放送・インターネットで7言語の放送を「Polskie Radio Dla Zagranicy」の名称で行っている。

### 2 テレビ

公共放送については、TVP が「TVP1」（総合編成）、「TVP2」（娯楽系）の2系統を全国放送している。また16都市で地域向けの「TVP Regionalna」を放送している。

商業放送については、テレヴィズィア・ポルサット社が運営するポルサット（Polsat）、ITI グループが運営する TVN、テレヴィズィア・プルスが各1系統の全国放送を行っている。

2013年の地上テレビ、衛星放送、ケーブルテレビの系統別平均視聴シェアを見ると、TVP1：13.2%、TVN：12.5%、ポルサット：12.3%、TVP2：10.3%である。地上デジタル放送への完全移行後、無料で視聴可能な系統が増えたことから、上記4系統のシェアが顕著に減少している。

### 3 衛星放送

衛星放送の加入件数は、2013年12月末現在、675万7,000（デジタル有料：571万9,000、デジタル無料：103万7,000、アナログ：1,000）である。

国内資本ツィフローヴィ・ポルサット社が運営するツィフローヴィ・ポルサット（Cyfrowy Polsat）、フランス資本ビベンディ（Vivendi）傘下の有料テレビ事業者 Canal+と ITI グループが運営する nc+、オレンジ・ポルスカが運営する Orange TV（DTH）の三つのサービスがある。衛星デジタル放送は、有料テレビ視聴世帯の約6割を占めている。

1999年に開始されたツィフローヴィ・ポルサットの加入件数は2013年末現在、356万（シェア55%）で、提供チャンネル数も業界最多である。利用料が割安であるため、地上デジタル放送に完全移行した後も契約数は減少に転じていない。

nc+は、最大手ツィフローヴィ・ポルサットに対抗するため、2013年3月、Canal+と ITI グループが、シェア2位のツィフラ・プルスと3位のエヌという二つのサービスを統合して開始したが、統合前より料金が割高のため、利用者数が減少している。2013年末現在、加入件数は220万（同36%）。

Orange TV の加入件数は、2013年末現在、58万6,000（同9%）である。オ

レンジ・ポルスカが提供するインターネット・サービスのオプションとしてのみ契約できる。

#### 4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビ加入件数は、2013 年末現在、テレビ視聴世帯の 3 分の 1 に当たる 453 万（アナログ：240 万 1,000、デジタル：212 万 9,000）である。小規模事業者が約 500 あるが、大手 3 社がシェアの 70%弱を獲得している。

オランダ資本 UPC ポーランドは、国内外の衛星放送チャンネルを中心に配信し、2008 年 3 月からデジタル放送も開始している。2011 年、業界 4 位アステルを買収した。2013 年末現在、加入件数は 124 万（デジタル：63%）、シェアは 31%である。

他事業者の 2013 年 3 月末現在の加入件数は、Vectra：83 万（同 19%）、Multimedia Polska：82 万（同 18%）である。

## V 運営体

テレビジョン・ポーランド（TVP）

Tel.：+48 22 547 44 50

URL：http://www.tvp.pl/

所在地：ul. Jana Pawła Woronicza 17, 00-999 Warszawa, POLAND

幹部：Prezes Zarządu（総裁／President）

概要

1952 年に設立された公共放送事業者で、財源の約 70%が広告収入である。総合番組を中心とする「TVP1」「TVP2」の全国放送、16 都市での地域放送「TVP Regionalna」、国際放送「TVP Polonia」のほか、有料放送「TVP Sport」等を衛星及びケーブルを通じて配信している。

## 電波

### I 監督機関等

#### 1 監督機関

##### （1）基盤開発省

（通信／I－1 の項参照）

所掌事務

電波監理に関しては、各業務での周波数帯利用の技術的条件等を規定する。

## (2) 電子通信局 (UKE)

(通信 / I - 2 の項参照)

所掌事務

電波分野では、周波数利用許可の付与、周波数の分配・割当て及び管理、衛星軌道の監視を所掌する。

## (3) ラジオテレビ評議会 (KRRiT)

(放送 / I - 2 の項参照)

所掌事務

「2004年電気通信法」により、放送機器の電波干渉の監視、地上デジタル放送におけるマルチプレックスの割当て等を所掌する。

## 2 標準化機関

ポーランド標準化協会 (Polish Committee for Standardization : PKN)

Tel. : +48 22 55 67 591

URL : <http://www.pkn.pl/>

所在地 : ul. Swietokrzyska 14, 00-050 Warszawa, POLAND

幹部 : Tomasz Henryk SCHWEITZER (会長 / President)

所掌事務

1924年に設立された国家標準化機関で、ポーランド規格 (PN) の策定等の標準化活動を所掌する。

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

電波監理は「2004年電気通信法」で、以下のように規定されている。

- ・ 特定の無線通信サービスへ周波数や周波数帯を配分する。これらの周波数の使用は、国家周波数分配表で指定するものとする。
- ・ 周波数は、民間用、政府用、民間と政府の共用の用途で使用できる。
- ・ 閣僚理事会は、国家周波数分配表、周波数資源管理の国家政策、電磁両立性の要求条件と通信の適合、国際無線通信規制の要求条件を実施する。

また、UKEは2007年4月、5年間の「無線スペクトラム戦略 (Radio Spectrum Strategy)」を発表しており、以下の四つの実施事項を骨子とした電波監理政策を実施している。

- ・ 革新的な技術及びサービスを目的とした電波資源へのアクセスの促進
- ・ 無線周波スペクトルの使用に基づく社会的・経済的便益の最大化
- ・ 有限な無線周波数資源の利用効率の促進
- ・ 無線周波数の利用に関する国内及び国際的な協調と有害な干渉の回避

## 2 無線局免許制度

無線を利用する商用サービスの提供に当たっては、UKE が付与する無線事業免許を取得するほか、周波数割当を受ける必要がある周波数の排他的使用を許可する資源免許として、一般排他的周波数免許（General Exclusive Frequency License）を取得しなければならない。同免許は、入札（Tender）や比較審査（Contest）に基づき、UKE が付与する。同免許の有効期間は、サービスの性質を考慮し、UKE が個別に指定する。2009年11月末に、ポイント・ツー・マルチポイント（P to M）向けに 3.6-3.8GHz 帯における四つの周波数チャンネル（各 3.5MHz 幅）の入札が実施された。

1.8GHz 帯についても、UKE は、2012年10月に 4G 用の割当審査を実施し、2013年2月に結果を公表した。割当事業者の選定には、入札金額、申請事業者の競争力、財務基盤、ネットワーク投資計画を基準にした総合採点方式で、1.8GHz 帯の五つの周波数ブロック（1ブロック＝5MHz 幅×2）が、P4 と T モバイル・ポーランドの 2 事業者に割り当てられた。割当事業者には、ネットワーク義務が課せられ、3,200 基地局を設置し、うち 50%は、ルーラル地域、及び 10 万人以下の地方都市をカバーすることとされている。免許期限は 2027年12月31日までである。

また、UKE は、LTE 用に 800MHz 帯と 2.6GHz 帯のオークションを実施し、2015年10月に結果を発表した。当初、2014年1月にオークションを実施する予定であったが、事業者から手続上の問題の指摘があり、同年2月にオークション中止が発表された。その後、UKE は同年10月に再開の決定を下し、2015年2月よりオークションを開始した。800MHz 帯（791-816/832-857MHz）及び 2.6GHz 帯（2500-2570/2620-2690MHz）を 5MHz 幅×2 ごとにブロック化し、オークションを実施した結果、参加 6 事業者のうち 5 事業者（Netnet、P4、T モバイル・ポーランド、オレンジ・ポーランド、Polkomtel）が落札した。

## 3 周波数割当制度

UKE は、国家周波数分配表に基づき周波数管理計画を策定し、周波数割当を実施する。

## 4 電波利用料制度

「2004年電気通信法」第9章「電気通信料金」において、無線通信免許料及び周波数利用料の賦課が規定されている。これら料金の徴収の名目は、電波管理業務に対する費用負担であり、UKE が徴収し、予算の歳入として国庫に収納される。料額は、「2004年電気通信法」185条に規定されている。

## 5 電波の安全性に関する基準

ポーランドの電波の安全性に関する事項は、UKE が所掌している。電磁界における人体の曝露に関する制限値は、2003年10月に制定された環境省令第

192/2003 号「EMF 環境における許容レベルと規制監督方法」において、公衆曝露規制が規定されている。職業曝露は、「2001 年の経済・労働・社会政策省令第 4/2001 号」及び第 217/2002 号により、0-300GHz までの電磁曝露を規制している。

### Ⅲ 周波数分配状況

周波数分配表（2005 年 8 月現在） URL :

[http://www.cept.org/files/1050/Tools%20and%20Services/EFIS%20-%20ECO%20Frequency%20Information%20System/National%20frequency%20tables/Poland\\_NFAT\\_2005.pdf](http://www.cept.org/files/1050/Tools%20and%20Services/EFIS%20-%20ECO%20Frequency%20Information%20System/National%20frequency%20tables/Poland_NFAT_2005.pdf)